

2013年秋季大会報告

2013年10月26日（土）に青山学院大学渋谷キャンパス総研ビルにて2013年秋季大会が開催されました。午前の部は姉川雄大氏（千葉大学）の司会のもと、「教育「支援」とナショナリズム」セッションが行われました。報告は江口布由子氏（高知工業高等専門学校）による「20世紀前半の東中欧における子供の救済事業—国民への無関心（national indifference）から」と倉石一郎氏（京都大学）による「国民国家再編のなかの「長期欠席生徒対策」—高知県の福祉教員制度と被差別部落への関わり」でした。なお、「教育と福祉」部会セッションは日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（C）「教育「支援」とその「排除性」に関する比較史研究」（研究代表者：三時真貴子 研究課題番号：23531000）研究会との合同開催でした。

午後の部は、「子ども史研究の総括と展望」というテーマでシンポジウムを開催しました。司会は岩下誠氏（青山学院大学）で、イギリス子ども史研究の第一人者である北本正章氏（青山学院大学）に基調報告をして頂き、そのコメントをフランス史の天野知恵子氏（愛知県立大学）とアメリカ教育史の佐藤哲也氏（宮城教育大学）にして頂きました。

この模様は次頁にあります報告をご参照ください。

2013年秋季例会参加記

北村 陽子 (愛知工業大学)

ここでは、午前中に行なわれたセッションの報告内容と質疑応答について述べたい。このセッションは、2011年度より継続している科研グループのメンバー2名が「教育「支援」とナショナリズム」というタイトルのもと個別報告をしたものである。最初に江口布由子氏（高知工業高等専門学校）が「第二次世界大戦直後の東中欧における子供救済事業」を、次に倉石一郎氏（京都大学）が「国民国家再編のなかの「長期欠席生徒対策」——高知県の福祉教員制度と被差別部落への関わり——」をそれぞれ報告した。

これまで第一次世界大戦後のオーストリア史に取り組んでこられた江口氏は、今回は第二次世界大戦後の東～中央ヨーロッパで生じた子ども救済事業において大きな問題となった、子どもの帰還とそのために必要となる子どもの国籍区分を取り上げている。その際、「国民への無関心 *national indifference*」をキーワードにして、東中欧の児童福祉を整理し直している。「国民への無関心」は、ハプスブルク君主国時代の多言語・多文化の状況から、ひとつのネーションにこだわらない住民の行動をつらぬいた考え方であったという。19世紀後半のハプスブルク君主国内で、住民たちはナショナリストの企画した旅行には行くが、ナショナリスト団体に加入することはなかった。住民たちは、複数のアイデンティティをいわば戦略的に利用していたのである。

自らのアイデンティティをひとつに決めないこの態度は、ハプスブルク君主国が消滅した第一次世界大戦後も残存し、「国民への無関心」はナチ支配の時代にまで及んだという。この「国民への無関心」が大きな問題として立ち昇ってきたのは、第二次世界大戦後に、ナチによって強制移住させられた子どもたち——ユダヤ系で強制収容所に収容された子ども、ポーランド系でタンザニアの難民キャンプに移住させられた子ども、「ドイツ化」の名のもとに誘拐された子ども——を、本国に送還する際であった。成人の強制移住者DP (Displaced Persons) あるいは難民とは異なり、子どもたちは自分が「何人 (なにじん)」かを自ら主張できないことが多かったため、言語で判断したり、それぞれの民族の「客観的特性」で判断したり、あるいは8歳未満児では可能な限りの探索が進められた。

1943～1946年に子どもたちの本国送還を担当した連合国救済復興機関UNRRAは、子どもたちは原則親元か故国に返すという「再家族化」および「再国民化」の原則をもって活動に当たったが、なかでも誘拐された子どもたちの多くが戦時中を過ごした「家族」に愛着を見せて離れたがらなかった事実、職員たちはおおいに困惑したという。子どもたちを無理に送還しないという判断もあり、また東西冷戦の高まりから、1946年に国連難民機関IROに業務が引き継がれるころには、は子どもたちを東側の「故国」に戻すことをよしとせず、第三国への移住を推進するなど、別の方策をとるようになった。

東中欧の事例は、このように「国民」は自明のものではなく、そのときどきの状況に応じて人びとが選択し、ときには外から決められるものだったことを示す。そして国民国家を基盤とする福祉国家と、その受給者にはすんなり含まれない難民や移民をめぐる国際レジームの関係という、現代に生じている問題の解明に重要なヒントを出してくれるものである。

質疑応答では、まず子どもたちだけではなく、里親側が子どもの引き渡しを拒否する抵抗があったかが問われた。江口氏の回答は、ドイツへの駐留軍は社会秩序の維持が先決であり、親からの訴えがあればそれを聞き入れて子どもを手元に置くことを許可したケースもあったということであった。第二に、「国民への無関心」と言う態度は、国民国家より国民共同体を志向したのではないかという質問が出された。そうすると国家と国民共同体は分離できることになるのではないかと。これらの点については今後の課題とされた。次いで移民の子とDPの子の線引きは難しいのではないかとということと、「再国民化」に関連して排除する理由として公共性を口実にしての返還・移住方針が実行に移されたのではないかと指摘があった。

倉石氏の報告は、「高知県の福祉教員制度は、敗戦後に実施された新学制下の日本における長期欠席者対策の中で、最も大規模でありかつ最も早くから実施されたものの一つである」として、この制度を検討する際に、別の研究者が提示した、長期欠席者対策を「戦後の国民国家の再編の実践」と位置づける視点をふまえて、熱意ある人々の自発性の動員と、国民国家の再編・新たな秩序の確立への寄与という2点を検討していくなかで援用することを目指した。

「福祉教員」は当初「生活指導特別教員」として設置されたが、高知県においては、社会福祉教育協議会が成立した際に、「福祉」の文言を取り入れ、それに任じられる人びとの自律性の高い集まりだったという。ここには、教員だけでなく、県民生部（児童課、厚生課）も参加しており、占領軍当局へのプレゼンテーションを兼ねた発表会でもこの名称が使われた。重要なのは、この「特別教員」が同和教育の教員とは違い、「新生活運動」などに共鳴し、貧困対策のために農作物栽培の指導までした点であろう。名称としての「福祉教員」は、ポスト設置から3年を経て1953年度以降に正式に決定されている。

名称の変化を措いても、ポスト設置にいたる経緯は複雑で不明瞭だった。戦争直後の新学制開始前から、前身にあたる「生活指導特別教員」の設置が要望されていた文書が見つかったことは、これまで「長欠対策で設置された制度」であるとされてきた説明が覆される可能性も出てきた。他方で、1950年4月以降は、一般地区（＝同和地区以外）では、不就学・長欠対策は、青少年の不良化・非行対策として行なわれた事実がある。そこから、「特別教員」配置地区（＝同和地区）での長欠対策と、一般地区での対策の違いは、不就学・長欠の背景にある「家庭の貧困」を、公共性の高い問題と見なして配慮の対象とするか、配慮に値しない私的事情と見なすかの違いとして現れてくる。福祉教員はしばしば生活保護の申請にも関与したため、当局からしたら、福祉教員は同和地区内に限定されるべき存在と見なされたという。

こうした制度の成り立ちから、占領下で「同和」を使用しない表現として「福祉」が好都合な文言として利用されたことが分かる。長欠対策に熱心に取り組む側としても、「福祉」という文言は格好の大義名分を提示した。とりわけ、福祉教員は地元住民からの要望で校長が任免することになっていたため、貧困を公共性の高い問題として配慮を求める人物が求められることが多かった。ただしこの「福祉教員」が主張した「公共」の範囲は、部落内に局限されていた。県当局が後押ししたのも、同和地区の生徒は県全体から見れば一部であるが、長欠生徒の集中度が高く、効率的な長期欠席対策が期待できたためであった。そして配慮に値する公共性を認定されたのは、子どもの貧困一般ではなく、部落の子どもの貧困に限定されたのである。

質疑応答では、まずこの「福祉教員」がどういうものかについての質問が相次いだ。校長が任免する福祉教員の資格はどうだったのか、すでに教員になっていた人から登用したのか、という問いには、例外として部落内から熱心な対応をする人物から登用して、臨時講習で教員免許をあたえて任命するケースもあるということである。また福祉教員制度はいつまで存続したのかという問いには、制度上いつ廃止されたかは不明であること、ただ現在はなくなっており、実質的には1970年代には終わっていたこと、それは同和対策が1969年に国策化されて、同和対策担当教員が長欠対策も引き受けるようになったためであること、とそれぞれ回答された。

続いて、熱意ある教員がなぜ高知に多くいたのか、部落内に限定された福祉教員が、なぜ一般地区に適用されず、またなぜ貧困一般を対象にしなかったのか、という質問が出された。これには報告者は資料がなく回答できないという答えであった。さらには貧困に高い公共性を見いだした福祉教員の行動の軌跡は大変めずらしい考えにもとづいているのではないかという指摘も出された。

それに関連して、福祉教員のような制度は、ローカルな政治に規定されるのではないかという疑問が呈された。それは政治的な対立や、地区間のねたみのなかに設置され、実践されていっており、それぞれに固有の事情があるのではないかという意見が示されている。同様に、長欠対策を生活改善運動との関連で考える上で、生徒たちの卒業後の就職先を確保する意味で、県の土木事務所との関係を福祉教員は良好に保ったと思われるがどうであるか、との問いには、確かにその通りで、縫製工場を誘致して雇用対策をする事例もあったというのが報告者の回答である。なおこれらの質疑応答に続けて、報告者からの補足で、同和地区の福祉教員を取り上げた今回の報告では、就学義務のない在日朝鮮人たちが分析の枠組みに入ってこないことも指摘された。つまり長欠対策では、教育を受けさせる義務を有する「国民」が問題となるのであって、国籍を有していない存在は、完全に除外されるというのである。福祉の対象者は必ず限定されるが、線引きした外側に存在する別の問題を念頭に置くべきであるという報告者の指摘は、わたしたち共同研究に参加している全員がつねに考えていかなければならない点であろう。

「国民」を都合のよい手段として利用したり、同和地区の特別視を隠すために「福祉」を便宜的に使用するといった事例報告は、福祉と教育の関係を考える際には、より多方面に目配りしたうえで、ことばが表現する内容を正確に理解する必要があることを、わたしたちに訴えているのではないだろうか。